

令和6年度 電子申請受付システムに関する質疑回答

※質疑原文から一部表記を修正した箇所があります

最終更新日 12/26

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
1	動作環境	パソコンの推奨スペックについて インターネット環境で動作するパソコン（推奨スペックは検討中：Core i7、メモリ16GB、SSD512GB程度ならより快適）に対して当社Core i5、メモリ8GB、HDD500GBとなりますが、支障ないかご教示ください。 なお、現時点では、【データ送信時、時間切れにより未送】となる現象があります。	支障ありません。 推奨スペックは、Core i5、メモリ8GBです。	指定確認検査機関	08/27 12/26 訂正
2	動作環境	消防機関の利用に向けて必要なものは何か。	電子申請受付システムの利用に必要なものは、インターネット又はL GWANに接続されたパソコンと電子メールアドレスのみです。 次に検討すべきものは図面審査の体制です。従前どおり紙で審査することも考えられますが、この場合はプリンターや印刷用紙を確保することになります。モニターで審査する場合、「必要なもの」については情報が収束していないのが実情です。 無償ソフト（Adobe Reader）のメモ機能を利用してモニター審査を実施する事例もありますので、初年度は最低限の装備からスタートし、徐々に拡充するのも一法かと思います。	消防機関	09/02
3	動作環境	大型モニターの無償提供において、希望する台数に上限はあるか。	ご希望の台数に上限はありません。 ただし、予算に限りがありますので、ご希望に沿えないこともございます。	都道府県	09/03
4	動作環境	大型モニターの無償提供において、提供されるのはモニターのみか。PDF加筆ソフトなどは附属していないのか。	モニターのみです。	消防機関	08/28
5	動作環境	大型モニターの無償提供は、来年度以降は行われないのか。 無償提供の時期が令和7年度改正法施行に向けた業務準備で忙殺される見込みのため、時期をずらして提供を受けたいため。	年度単位での事業のため、来年度以降は未定です。	指定確認検査機関	09/02
6	動作環境	電子申請受付システムは、セキュリティ上、特定行政庁向けのL GWAN回線に対応する一方で、指定確認検査機関向けのICBA設置回線に対応しないのはなぜか。	特定行政庁・指定確認検査機関共通の事項として、総務省ガイドラインに準拠したセキュリティ措置をインターネットのみで確保することが可能となったためです。 ただし特定行政庁においては、業務用パソコンがL GWANにのみ接続されている状況が当面は継続すると思われることから、本システムもL GWANには対応を継続することとしたものです。	指定確認検査機関	09/20
7	動作環境	特定行政庁が新システムで省エネ適判を受け付ける場合、L GWAN回線は利用できるのか。	省エネ適判は令和8年度以降の課題ではありますが、申請書の種別によらず、L GWAN回線で本システムの利用は可能です。	特定行政庁	09/02

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
8	試行	令和7年1月頃からの試行利用の内容を示されたい。	試行利用（テスト利用）においては、審査担当の方が申請者の立場で利用者登録し、実際に申請書を送信して受付から審査終了までの流れを、来年度稼働予定の機能を実装したシステムと同等のものによってチェックいただくことができます。テスト利用が可能な時期は、令和7年2月3日～2月28日で、「テスト利用申込書」によりID・初期パスワードをICBAから発行します。テスト利用期間経過後、登録されたデータは、ユーザーアカウントも含めてすべて削除され、3月より本運用に向けたエントリーを開始します。なお、テスト利用は令和7年4月以降に再開しますが、その時期は検討中です。	都道府県	08/20 12/26 訂正
9	試行	令和7年度は一般公開せず、その結果を踏まえて令和8年度から利用するかどうかを検討することを考えています。令和7年度に一般公開しない形での契約は支障ないでしょうか。検討の結果、令和7年度のみ契約となっても支障ないでしょうか。	いずれも支障ありません。システム上は一般に公開しない形で運用いただくことは可能です。また、令和7年度の無償利用は、令和8年度の有償利用を確約いただくものではありません。なお、台帳登録閲覧システムをご利用いただく場合、電子申請受付システムのご契約は、公開・非公開及び利用・未利用にかかわらず必須とする予定です（R7年度、電子申請受付システムの利用料は無料）。	都道府県	08/20
10	試行	電子申請受付システムの「試行」（令和7年1月頃）と「エントリー」（同年3月頃）は、アカウントが異なるのか。	異なります。試行は、機能チェックのための模擬環境です。ここでは本番データを使わずに申請と審査のやり取りを実施します。エントリーは、オープン前の本番環境です。一般の方向けの申請窓口は表示しないものの、特定行政庁、指定確認検査機関、消防機関で準備状況を相互に確認します。	特定行政庁	08/28
11	試行	令和7年1月開始予定の「試行利用」は、手数料收受の準備がなくても利用可能か。	利用可能です。電子申請受付システムには手数料納付の機能を装備しないため、手数料納付の仕組みの準備状況は関係しません。	特定行政庁	09/02
12	試行	令和7年1月開始予定の「試行利用」では、試行用の確認申請はどのように提出されるのか。	審査担当の方が「申請者」として利用者登録し、ダミーの確認申請を提出することができます。申請役と受付役のパソコンは兼ねることができます（ログインの際は、それぞれ別のブラウザを起動する必要があります）。	特定行政庁	09/02
13	試行	令和7年1月頃の試行に参加すると、確認検査機関側の消防同意送信先のリストに自身の消防機関が表示されるのか。	試行参加により、ただちに送信先リストに表示されるわけではありません。試行後、リストへの表示非表示の設定変更により、はじめて表示されるようにする方針です。	消防機関	09/03
14	試行	1月から試行利用を開始後、準備が整わない場合は4月からの本格運用を開始せずにそのまま試行を継続することはできるか。	【対応方針が大きく変わりました】テスト利用と本運用は、同じ環境（URL）を使います。2月よりテスト利用を開始しますが、4月からの本運用に向け、テスト利用は2月末で一旦終了します。このため、そのまま試行を継続することはできません。4月以降のテスト利用については、現在検討中です。	消防機関	09/03 12/26 訂正
15	試行	2025年1月の試行に参加することができず、2025年4月の本稼働後に試行から開始した場合、準備フローに何か支障を生ずるか。	【対応方針が大きく変わりました】2025年3月以降は、しばらく試行（テスト利用）ができなくなります。テスト利用の再開時期は現在検討中ですが、再開後はテスト利用を随時可能とする方針です。	消防機関	09/03 12/26 訂正

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
16	申請	申請者向け機能として、過去に申請したデータを流用して新規申請とできるような機能は装備されるか。	装備されます。 (装備する方針に変更しました)	特定行政庁	08/28 12/26 訂正
17	申請	申請者側で「電子申請受付システム」を利用するには、利用者登録を行う必要があるか。	利用者登録が必要です。 なお、申請者はシステムの操作で（審査機関を介さずに）利用者登録ができます。	特定行政庁	09/05
18	申請	電子申請受付システムの問合せは I C B A が行うのか。	システムの操作に関する問合せは I C B A で、運用に関する問合せについては各審査機関でご対応いただくことを想定しています。	指定確認検査機関	08/28
19	受付	受付前審査（事前審査・仮受付）を行っているため、電子申請受付システムに申請された物件について、正式に受付する前に補正指示や補正図面の追加を行いたい、対応可能か。	対応できません。 電子申請受付システムは、申請後、受付前に審査機関側が申請書の内容を参照することが可能です。しかしながら、申請者側が申請図面を追加したり差し替えたりする場合、受付後に補正指示を出す必要があります。 運用上は、①申請受付（貴市ではこれを仮受付として扱う）、②補正、③手数料納付、④受付日変更（既にシステムでは「受付」済みのため、日付を手作業で修正することでこれを受付日として扱う）、という方法も考えられます。 システム試行の際、業務支障が発生しないかご確認ください。	特定行政庁	08/28
20	受付	「PDFファイル汎用受付機能」（令和7年度追加検討）とは何か。	電子申請の受付データに申請様式の文字情報が含まれず、すべてを添付ファイルで受け付けする機能として検討しておりましたが、令和7年度は装備しないこととなりました。	特定行政庁	09/05 12/26 訂正
21	受付	電子申請受付システムでは、提出する設計図書や構造計算書はすべてPDFファイルになるのか。	先行している建築確認電子申請の大半がPDFファイルで提出されていることを踏まえ、本システムもPDFファイルでの提出を原則と考えています。 しかしながら、申請側・審査側双方の便宜により、PDFファイル以外での提出もあり得と思われるため、システムではPDF以外のファイルも一部受付可能とする方針です。	特定行政庁	09/05 12/26 訂正
22	受付	電子申請受付システムで発番する番号体系は利用機関ごとにカスタマイズ可能か。	カスタマイズはできません。 本システムの仕様に基づく固定の番号体系で発番されます。	特定行政庁	09/20
23	受付	受付機関別に表示される利用規約には、WEBサイトへのリンクを張ることは可能か。	可能です。	特定行政庁	09/20
24	受付	申請者から電子申請が届いたり、補正図書が追加されたりした場合、その情報は電子申請受付システムを起動しないとわからないのか。	電子申請受付システムを起動しなくても、あらかじめ設定した電子メールアドレス宛の自動配信メールでその情報を把握できます。	特定行政庁	09/20
25	受付	電子申請受付システムは、構造適判を要する物件の受付と、当該物件に係る構造適判の判定書及び副本の提出は可能か。	いずれも可能です。 受付可能な物件の規模等に制限は設けない方針です。	指定確認検査機関	09/20

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
26	受付	書面申請について、審査機関側で電子申請受付システムに手入力し、電子申請と統合的に管理することは可能か。	書面申請を入力することはできません。審査機関側で入力できるのは、申請者が作成した物件に対してのみであり、審査機関自身で新たな物件を追加することはできません。	指定確認検査機関	09/20
27	受付	建築確認とは別に、申請者から消防機関に提出される「消防用設備の工事計画書」なども電子申請受付システムで受け付けることはできるか。	受け付けできません。申請者からの提出先はもっぱら審査機関であり、消防機関に直接提出する機能は装備されません。ご要望の書類は、申請者から別途電子メール等で受信いただく必要があります。	消防機関	09/20
28	手数料	電子申請を行う際の手数料の納付方法については、本システムとは別途、特定行政庁で検討する必要があるか。	お見込みのとおり、必要があります。本システムにおいては手数料収受の機能は実装しませんので、別途ご検討をお願いいたします。	都道府県	08/20
29	手数料	申請手数料を現金で収受することで、電子申請受付システムを利用することは可能か。	可能です。電子申請受付システムには手数料収納機能を装備しませんので、手数料納付方法は審査機関側で別途確保いただく必要があり、その方法の1つとしてリモート決済のほか、現金や証紙も考えられます。	特定行政庁	08/28
30	審査	電子申請受付システムを利用した図面審査は、システム上で表示された図面を見て、指摘事項を入力していくイメージか。	イメージはそのとおりです。図面の表示はシステム上ではなく、パソコンに別途インストールされたPDFビューワなどになります。	都道府県	08/20 09/06 訂正
31	審査	図面審査の際、申請された図面に直接書き込める付箋機能のようなものはありますか。	付箋機能のようなものは搭載しません。申請図面の表示や書き込み等については、他のソフトウェア（AdobeAcrobatなど）を別途ご用意いただく必要があります。	都道府県	08/20
32	審査	確認申請の正本と構造適判の副本との照合はどのように行うのか。	確認申請として提出されたPDFファイルと、構造適判の副本として提出されたPDFの整合性のチェックは、目視又は差分チェック機能により行います。電子申請受付システムで自動的にチェックされるわけではありません。	構造適判機関	08/28
33	審査	様式記載事項の入力チェック機能は装備されるのか。	簡易なチェック機能を装備します。	特定行政庁	09/20 12/26 訂正
34	審査	意匠・構造・設備各々の審査担当者から、個別に補正指示を出すことは可能か。	可能です。ただし、個別に出した補正指示は、自身で出したものと他の担当の出したものが一括して画面に表示されます。これを自身のもののみに絞り込むことはできません。	指定確認検査機関	08/28
35	審査	提出された図面に、審査担当者が手書きで補正指示などを記載するにはどうしたらよいのか。	電子申請受付システムには、提出された図面への追記機能は装備されませんので、対象となる図面データを一旦システム外にダウンロードし、PDF書き込みソフトで追記の上、補正指示の入力画面に添付ファイルとして登録する手順となります。	特定行政庁	08/28
36	審査	差分チェック機能の具体的な操作手順はどのようなものか。	差分チェック画面には「ファイル1アップロード」「ファイル2アップロード」「差分チェックファイル出力」の3つのボタンを装備するイメージです。申請図の中から、差分チェックすべき2つのPDFファイルをダウンロードし、それぞれをアップロードします。さらに差分チェックファイル出力をクリックすると、相違点に色がついたPDFファイルが出力されます。なお、「相違点」の感度調整はできません。	特定行政庁	08/28 12/26 訂正

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
37	審査	補正指示により図面を差し替えた場合、差替前の図面は表示できなくなるのか。	表示可能です。 審査側が補正依頼を出すと、申請者側は図面を追加したり削除したりすることができるようになります。ただし、ここでの「削除」は実際は「非表示化」で、ファイルの実体は残っており、差し替え前の図面を呼び出せる機能とする予定です。	特定行政庁	08/28
38	審査	アクロバットプロ、ペンプラスでも対応可能か。	対応可能です。 電子申請受付システムの利用において、PDF加筆ソフトの選択には特に制限がありません。	都道府県	09/02
39	審査	申請者と審査者のやり取りは、電子申請受付システムの中のみで完結するか。	完結します。 なお、電子申請受付システムの操作は審査完了までであり、決裁・確認済証交付は台帳登録閲覧システムで行います。	特定行政庁	09/05
40	審査	モニターでの審査において、図面上の距離計測は可能か。	電子申請受付システムには図面（PDFファイル）の表示機能を装備しませんので、別途PDFを表示するソフトを準備いただく必要があります。そのソフトの機能（Adobe Readerの「ものさし」ツールなど）で計測することになります。	消防機関	09/02
41	審査	補正指示により図面を差し替えた場合、申請者は指示された図面以外も差し替えることが可能か。またその場合、審査機関はそのことを検知できるか。	補正指示により、申請者は申請された図書全体について追加・削除が可能となります。このため、指示された図面以外も差し替えは可能です。差し替えた図面がどれかは操作画面から判別できるようにします。	特定行政庁	09/20
42	審査	「審査期限まで残り〇日」のような表示機能は装備されるか。	装備されません。	特定行政庁	09/25
43	消防同意	電子申請受付システムによる同意依頼があった場合、消防機関の担当はどのようにしてそのことを知るのか。	自動配信メールにより、本システムを起動していても同意依頼が届いていることを知ることができます。	消防機関	09/24
44	消防同意	書面申請も、審査側で図面をスキャニングし、オンラインで消防同意を依頼することができるか。	依頼することはできません。 電子申請受付システムに申請図面を登録できるのは申請者側のみのため、審査側が申請者になり代わって図面をスキャニングし、それを消防同意依頼することはできません。	特定行政庁	08/28
45	消防同意	消防同意依頼の際に送信される図面は1ファイルか、複数ファイルか。	複数ファイルが主流になると思われます。 ファイルの命名ルールや図面構成はシステムでは制限を設けませんので、1物件について送信されるファイルの数は、申請者（設計者）の提出方法に依存します。	消防機関	08/28
46	消防同意	同意依頼時に送信されるファイルをPDFに限定することはできるか。	システムによる制限はできませんので、審査機関向けの留意事項欄により運用でPDFに限定することになります。	消防機関	09/20
47	消防同意	消防からの補正は同じ物件について複数回行うことができるのか。	複数回行うことができます。 回数に制限はありません。	消防機関	08/28
48	消防同意	消防機関から審査機関に交付する「消防同意書」の作成機能は装備されるか。	装備されません。 消防同意依頼書、消防同意書とも、必要な場合はシステム外で作成し、添付ファイルとして送信いただくことになります。	消防機関	09/02

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
49	消防同意	消防同意に関して、消防本部と分署で、消防が2か所絡むケースがある。 当機関（依頼）→消防本部（受理）→分署（審査）→消防本部（回答）→センター（受領） このように、1物件に対して、2つの消防が同時にアクセスできるか。	2つの消防は同時にアクセスできません。 この場合、消防本部と分署が同じ組織のアカウントを持つことで、対応可能とはなりますが、他の分署の物件も相互に参照可能となってしまいます。	消防機関	09/02
50	消防同意	消防同意に関して、規模の大きい政令対象物についても同様の操作手順となるのか。	同様の操作手順となります。 消防機関の判断によっては、電子消防同意の対象についてあらかじめ規模を限定し、本システムの送信先の留意事項として掲載する運用も可能です。	消防機関	09/02
51	消防同意	消防通知（建築通知）も電子申請受付システムで送信可能か。	送信可能です。	指定確認検査機関	08/28
52	消防同意	消防機関から補正指示があった場合、さきに消防依頼で送信済みの図面は補正可能か。	補正可能です。 補正指示は確認審査担当から申請者に転送いただき、まず申請正本を補正します。その補正された正本を確認審査担当が消防機関に送信することにより、消防依頼時の図面の補正が完了します。	特定行政庁	08/28
53	消防同意	送信先の消防機関を誤った場合、どのように対応するのか。	補正依頼の機能により、送信先が誤っていることを審査機関に伝えます。審査機関は、送信先を変更して再度正しい消防機関に送信し直します。	消防機関	09/24
54	交付	副本にはウォーターマーク（審査済みであることがわかる透かし）等が実務上必要と思われるが、そのような機能は装備されるのか。	装備されません。 審査済みのPDFファイルを審査側でダウンロードし、ウォーターマーク等の加工はシステム外で施したうえ、再度本システムに副本としてアップロードする手順となります。	指定確認検査機関	09/02
55	交付	確認済証の作成は、電子申請受付システムで審査終了後、ICBAの台帳登録閲覧システムにデータを移し替えてそちらで行う旨の説明があった。そうすると、確認済証の前に作成する必要がある「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」「期間を延長する旨の通知書」はどのように作成すべきか。	大変お手数ですが、システム外（ワードやエクセル）で作成いただくようお願いします。 ICBAの台帳登録閲覧システムへのデータ移し替えは1申請につき1回のみであるため、それ以外の帳票（通知書）を作成するためにデータを移し替えてしまうと、その後の補正の記録などを連携することができなくなるためです。 なお、確認済証を含めた帳票作成機能は、令和8年度以降に実装を検討します。	都道府県	09/03
56	交付	消防同意依頼や消防同意書の様式は作成可能か。	作成できません。 必要に応じてシステム外で作成いただき、消防同意依頼や消防同意返却の際に添付ファイルの1つとして送信いただくことになります。	消防機関	08/28
57	交付	確認済証の電子化が可能となるのはいつか。	電子申請受付システムを稼働開始する令和7年春までに制度改正の予定と聞いております。	構造適判機関	08/28
58	交付	確認済証の電子化が可能となった際は、電子署名は必要か。	今年度中に、電子署名を不要とする制度改正が行われる予定です。なお、任意で電子署名を付与することは問題ありません。	指定確認検査機関	08/28 一部訂正

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
59	交付	消防同意済のスタンプを付した副本を申請者に返却することは可能か。	不可能ではありませんが、そのような運用を想定していないため、手間の問題で実施が難しいと思われます。 本システムでは、審査機関と消防機関は申請されたPDFファイルを共有するのではなく、申請されたPDFファイルを消防機関向けに送信（＝ファイル複写）するためです。このため、消防同意済のスタンプをPDFに付与したとしても、申請されたPDFファイル（＝副本）には反映せず、審査機関がさらに反映のための作業を行うこととなります。	特定行政庁	09/02
60	交付	電子申請受付システムには、令和7年度時点では確認済証の交付機能は装備されないのか。	装備されません。 確認済証のほか、「適合するかどうか判定できない旨の通知」なども作成機能は装備されませんので、これら済証・通知書は書面申請と同様、従前の方法で作成をお願いします。 なお、ICBAの台帳登録閲覧システムをご利用の場合、電子申請受付システムで審査終了後のデータをインポートすることが可能です。これにより、台帳登録閲覧システムによって確認済証を作成できます。	特定行政庁	08/28
61	交付	特定行政庁における審査後の決裁方法の事例を教えてください。	書面申請と電子申請が混在し、書面申請が圧倒的な数を占める間は、決裁方法も書面申請に寄せて運用する事例が多いようです。この場合、決裁用のカガミに主要な申請図書数枚を添付して対応しているとお聞きしています。	特定行政庁	09/24
62	事務処理	電子申請受付システムで審査の完了した物件は、台帳登録閲覧システムに自動的に連携されるのか。	自動的に連携されません。 まず、電子申請受付システム側で「送信」ボタンをクリックし、台帳登録閲覧システム側で「受信」、「台帳登録」ボタンをクリックすることで連携されるイメージです。	特定行政庁	09/20
63	事務処理	電子申請受付システムで審査終了後、特定行政庁から確認審査報告に対する不備訂正指示等が発生した場合、どのように対応すべきか。	次の方法のいずれかで対応することが考えられます。 方法1：申請者に連絡の上、一旦交付した副本も含めてすべて訂正する 方法2：交付後の記載事項変更として扱い、電子申請受付システムのデータには触れずに訂正前の状態で保存の上、帳簿にその旨を記録する	指定確認検査機関	08/28
64	事務処理	確認済証交付後、電子申請受付システムと台帳登録閲覧システムの両方に同じ物件のデータが残ることになるが、その後建築主変更などで入力データを変更する必要を生じた場合、両方のシステムのデータを変更（同じ作業を2回行う）するのか。	台帳登録閲覧システムのデータのみを変更すればよく、両方のシステムのデータを変更する必要はありません。 法的な台帳は台帳登録閲覧システムであり、電子申請受付システムの保存データのうちPDFファイルが法的な保存図書、という位置づけです。	都道府県	09/03

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
65	事務処理	中間・完了検査申請への対応が先送りとなったが、将来対応した際、既に電子申請受付システムに登録されている審査済みの確認申請データと、その後書面申請で受け付けた検査申請は紐づくのか。 同じ物件の確認申請と検査申請を別媒体で保存するのは、事務処理上支障があるため。	紐付きません。 確認申請と検査申請の紐づけは台帳登録閲覧システム側で行います。 申請書や届の紐づけ・更新は、建築基準法に基づく台帳としての台帳登録閲覧システムが担い、提出された書類及び図書の15年保存は電子申請受付システムが担うという考え方です。	都道府県	09/03
66	保存	一度の申請でアップロードできるデータ容量に上限はあるか。	1物件の上限は特に定めていませんが、誤送信などでシステムの稼働に影響が及ばないよう、1ファイルの容量には制限を可能性があります。なお、ファイル容量は利用料に影響しないようにする方針です。	都道府県	08/20 (一部訂正あり)
67	保存	図書保存機能について、15年間の保存期間終了後は自動的に削除されるのか。	自動削除の機能は設けません。 全体のファイル使用容量を踏まえ、事前にご案内の上で削除することを想定しています。	特定行政庁	08/28
68	保存	公文書を外部サーバなどに保存する場合、定期的に当該保存データを取得して行政内部にも保存する必要がある。これに対応するため、電子申請受付システムに保存されたデータを一括して取り出す機能は装備されるか。	一括して出力する機能を装備する予定はありません。	特定行政庁	08/28
69	保存	電子申請による保存データが増加しており、新たな電子データの保存先を探している。電子申請受付システムのクラウドサーバに保存することを検討したいが可能か。	可能ではありません。 電子申請受付システム内には、申請されたデータ、消防同意依頼されたデータが保存されます。それ以外のデータを、審査側がもっぱら保存用としてフォルダを作成したり、データを保存したりする機能は装備しません。	指定確認検査機関	09/02
70	保存	電子申請受付システム内の図書保存は15年間とされているが、保存期限後に削除する場合、入力した文字情報も一緒に削除されるのか。	削除対象はPDFファイル等の添付図書のみで、入力された文字情報は削除しない方針です。	消防機関	09/02
71	データ出力	電子申請受付システムから、必要なデータをCSVで抽出することはできるのか。 消防同意の際に、独自システムやエクセルに必要な情報を入力しているため。	抽出可能とする方向で検討中です。	消防機関	09/02
72	データ出力	電子申請受付システムから台帳登録閲覧システムにデータを連携する際、文字情報だけでなく、建築計画概要書などのPDFファイルも連携することが可能か。 その場合、連携すべきPDFファイルの選別は目視で行うのか。	PDFファイルは連携されません。 建築計画概要書等、台帳登録閲覧システムに連携すべきPDFファイルについては、文字情報を連携後、手動で台帳登録閲覧システムに登録する必要があります。その際のPDFファイルの選別も目視となります。	都道府県	09/25
73	データ出力	現在電子報告に利用している通知報告配信システムは利用できなくなるのか。	そのまま利用できます。 但し、接続先のURLは変更となります。	特定行政庁	08/28

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
74	検査申請	中間・完了検査（令和8年度以降検討）における軽微変更の処理イメージを示されたい。	軽微変更を説明する書類・図書が提出された場合、確認申請の保存図書はそのままとし、それら書類・図書は中間・完了検査の提出図書の画面に保存するイメージです。 建築計画概要書は台帳登録閲覧システム側での対応となりますが、電子申請受付システムから軽微変更の書類・図書を含む中間・完了申請データを読み込んだ場合も、建築計画概要書のデータへの反映は手作業で行うイメージです（自動反映されることはありません）。	特定行政庁	09/05
75	検査申請	中間・完了検査（令和8年度以降検討）では、実質、申請者側との検査日程の調整が必要であるが、そのやり取りのイメージを示されたい。	申請者は、電話・電子メール等で受付窓口につながり、検査日を決定した上で中間・完了検査申請を電子申請するイメージです。 あらかじめ、電子申請受付システムの審査機関別の利用規約に「〇〇市の担当者に事前にご連絡ください。」と記載しておくことで、申請者が申請の際にそのことを把握できるようにしていただきます。	特定行政庁	09/05
76	共有設定	浄化槽審査を浄化槽協会と連携しているため、当該協会に利用権限を設定することは可能か。	協会には、貴行政庁がアカウントを付与することもできますが、本システムではそのアカウントを「協会」として認識することはできません。 このため、特定の物件のみの参照権限を設定することはできず、協会は全物件を参照可能となります。	都道府県	08/20
77	共有設定	申請受信や補正図書提出等に伴うお知らせメールを、部門代表アドレスに設定することは可能か。	可能ですが、部門代表アドレスを設定できるのは1アカウントのみです。複数のアカウントで共有することはできません。	特定行政庁	08/28 12/26 訂正
78	共有設定	特定行政庁として取得した1つのアカウントで、複数の審査担当者が使うことができるのか。	複数の審査担当者が使うことができます。 各特定行政庁の審査担当者向けIDは当該行政庁で追加発行することが可能で、この点は従前の共用データベースと変わりません。	特定行政庁	08/28
79	共有設定	消防機関からの補正指示内容が副本に反映されたことは、消防機関は確認できるか。	消防機関は確認できません。 消防機関は、審査機関に提出された図面ファイルそのものを参照することはできず、審査機関からの消防向けに送信したファイルを参照することになります。 補正する場合、消防からの指摘事項を審査機関が申請者に伝え、提出された図面ファイルを差し替えた上で、当該差し替え済みファイルが消防機関に送られることとなります。 このように、消防機関には提出された図面が転送される形になりますので、補正指示内容が反映されることは一定の担保があるものの、それを消防機関自身が確認することはできません。	消防機関	08/28
80	共有設定	申請者の中には、一部の書類の作成を他社に任せることをしているが、その様な場合に、申請者内で利用者を振り分けることができるのか。	作成した本人のアカウント以外で、当該物件を共有（参照・補正等）することはできません。 なお、同一社内職員のアカウントで共有することは検討中です。	消防機関	09/02
81	共有設定	今後、指定構造適判機関向け機能が稼働した場合、確認申請と構造適判申請を申請者側は同じシステムから利用し、申請者の内容等をリンクさせたりできるか。	申請者は、確認申請で入力した内容を構造適判申請に「コピー」できる仕様とする方針です。「リンク」（一方を変更すると、同時に他方にも反映）とはしません。	構造適判機関	09/02

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
82	共有設定	今後、指定構造適判機関向け機能が稼働した場合、建築確認の審査機関側で、構造適判副本の受取はどうなるのか。	建築確認の審査機関側では、申請者から送信された構造適判副本を受け取る形になります。電子申請受付システムにより確認申請と構造適判申請を提出し、構造適判が完了した場合、（審査機関が構造適判機関の保存場所を参照するのではなく）申請者が副本を確認申請提出先に送信することを想定しています。	構造適判機関	09/02
83	共有設定	市町村照会用に、建築計画概要書を市町村にメール送信する機能はR7年度中に装備されるか。	装備されません。市町村照会関係機能は令和8年度以降の装備を検討中です。	都道府県	09/02
84	共有設定	ICBAの台帳登録閲覧システムを利用しているが、確認申請等の台帳を地域機関別に分けず、県全域で1つに統括して運用している。このため、地域機関相互に所管物件を編集できる。このような中、電子申請受付システムの利用については地域機関別に担当を分け、他の地域機関に提出された物件は参照したり自動配信メールが届かないようにしたい。そのような運用は可能か。	そのような運用はできません。審査担当者が参照できる物件の範囲は、電子申請受付システムに登録した所属組織に紐づいた物件のみであり、その所属組織はICBAの台帳登録閲覧システムと同一とする必要があります。このため、次のいずれかから選択する必要があります。 ①所属する地域機関にかかわらず、県内全域の物件を参照したり自動配信メールが届くようにする ②ICBAの台帳登録閲覧システムの保存データを地域機関別に分割する なお、②とする場合は保存データの分割、ユーザー登録のやり直しなど、実施に数か月を要しますのでお早めにICBAまでご連絡ください。	都道府県	09/03
85	共有設定	市町村向け機能が見送られたようだが、市町村からは県の受け付けた申請書にアクセスすることもできないのか。	アクセスできません。令和7年度は、システム外で市町村に照会する等でご対応いただく必要があります。	都道府県	09/02
86	共有設定	特定行政庁、指定確認検査機関、消防機関について、相互に電子申請受付システムへの参加状況を確認することは可能か。	可能とする方針です。	特定行政庁	09/02
87	共有設定	消防署内で他の職員との情報共有は可能か。消防本部との情報共有は可能か。	他の職員との情報共有は可能です。消防署としてアカウントを取得後、そのアカウントから職員用IDを自由に発行することができます。この場合、どの職員用IDでログインしても表示できる物件の範囲は同じです。消防本部と消防署の情報共有はできません。	消防機関	09/02

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
88	システム連携	独自システム利用機関が電子申請受付システムで電子消防同意を行うには、どのようにしたらよいか。	配信システムに装備するAPIにより、従前からの電子報告に加え、独自システムによる電子消防同意が可能となります。 独自システムには、令和7年2月頃に公表予定の連携仕様に基づき、消防同意電子化のための機能を装備いただく必要があります。これは、例えば独自システムに「消防同意依頼送信」ボタンを装備するイメージです。 このような機能の装備には、独自システム本体の規模にもよりますが、システム開発事業者への委託が必要です。 なお、電子消防同意には、独自システムへの消防同意用のXMLファイル出力機能のほか、配信システムとのシステム間連携（SOAP通信機能）も必要となります。現在、配信システムの「通知・報告送信」で電子報告を実施している指定確認検査機関におかれましては、消防同意用XMLファイルの出力だけでは装備不足となりますのでご注意ください。	指定確認検査機関	09/02 12/26 一部訂正
89	システム連携	消防機関が利用しているシステムとの連携予定はあるか。	NECネットエスアイ社や富士通ゼネラル社の提供システムが一定数の消防機関で利用されていることは承知していますが、具体的な連携予定はありません。 なお、東京消防庁では、本システムを経由して東京消防庁の運用する「消防同意依頼システム」にデータが届くよう連携する方針とお聞きしています（対応時期は未定です）。	消防機関	09/20
90	システム連携	独自の台帳システムにより電子報告しようとするときも、電子申請受付システムの利用が必要となるのか。	独自の台帳システムをご利用の場合で、消防同意の電子化をしない場合は、電子申請受付システムの利用は不要です。従前どおり、通知・報告配信システムの利用のみで電子報告が可能です。 （昨年度のご説明では、電子報告を現行の通知・報告配信システムから新システムに切り替える旨ご説明しておりましたが、この点は変更となりました）	特定行政庁	09/24
91	契約	消防、市町村はICBAと都道府県の契約に含まれるのか。契約には含まれず、別途ICBAか都道府県からアカウントを付与する方法となるのか。	消防、市町村ともICBAが組織としてのアカウントを付与します。ユーザーアカウントは消防、市町村自身で発行することが可能です。 契約は、市町村については都道府県の契約に含まれますが、消防については含まれず、ICBAと個別に行う方針です。	都道府県	8/20 9/6訂正
92	契約	消防本部として1つのアカウントではなく、消防署ごとのメールアドレスでのアカウントを登録可能か。	登録可能です。 なお、消防署同士や消防本部と消防署の間での情報共有はできません。	消防機関	09/24

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
93	契約	共用DBと確認申請電子申請受付システムは同一のもので、R6は無料で、共用DBに機能として確認申請電子申請受付システムが備わるということか。	確認申請電子申請受付システムは建築行政共用データベースシステムの中のサブシステムの一つです。 令和6年度までは、共用DBの利用料については、以下のサブシステムごとの利用料の積み上げとなっています。 1_台帳登録閲覧システム 2_建築士事務所登録閲覧システム（照会） 3_通知報告配信システム 4_建築士事務所登録閲覧システム（登録） 5_法令・大臣認定データベース 6_建築行政地図情報システム 令和7年度は上記サブシステムに7_確認申請電子申請受付システムが加わり、上記1, 2, 4, 5, 6は有償、3, 7は無償です。	限定特庁	08/23
94	契約	電子申請受付システムの特定行政庁・指定確認検査機関向け利用料について、資料には「令和7年度末まで無償とする方針で検討中」とあるが、無償と決定したと理解してよいのか。	そのとおりです。令和7年度末まで無償です。	特定行政庁	08/28 09/20 加筆
95	利用料	2024年12月末までに公表予定の利用料は、どのような方法で公表するのか。	電子メールによりお知らせします。	特定行政庁	09/20
96	契約	消防同意依頼を電子で行うに当たり、各消防との書面手続は必要か。	必要ありません。 各消防が何らかの手続を求める場合は、各消防によってあらかじめ入力した注記事項を電子申請受付システムの送信先消防一覧に表示することを想定しています。	特定行政庁	08/28
97	契約	令和8年度以降の利用料の概算は。	2024/12/25発信のご案内をご参照ください。	都道府県	09/02 12/26 訂正
98	契約	電子申請受付システムの消防機関向け利用料について、資料には「無償とする方針で検討中」とあるが、無償と決定したと理解してよいのか。	そのとおりです。期限なしで無償です。	消防機関	09/02
99	その他	電子申請受付システムを構築するクラウドサービスはこの製品を利用しているのか。	AWS（AMAZON Web Service）です。	特定行政庁	08/28
100	受付	軽微変更等の受付方法は。	対応できません。 （説明資料には記載しておりませんが）令和8年度以降の課題です。	特定行政庁	09/02
101	その他	電子申請受付システムは建築工事届の電子化に対応予定か。	対応する構想はありますが、令和7年度時点では対応予定がありません。 国土交通省の配付している建築工事届のエクセル様式を本システムにアップロードすることは可能です。ただし、確認申請書として入力された内容との整合チェックや着工統計調査票としての出力値のチェックなど、電算処理はできません。	特定行政庁	08/28
102	その他	保健所通知は想定しているか。	検討課題として認識はしていますが、システム仕様を策定するための業務調査に留まっています。	特定行政庁	09/05

No.	分類	内容	回答	質問者	回答日
103	その他	特定行政庁や指定確認検査機関が電子申請受付システムで受け付けた建築工事届は、都道府県に送信可能か。	電子申請受付システムでは送信できません。建築工事届のファイルをダウンロードし、本システム外で送信する必要があります。	特定行政庁	09/02
104	その他	建築計画概要書WEB公開、台帳記載事項証明の先行事例を知りたい。	建築計画概要書WEB公開については、「令和5年度 日本建築行政会議全国会議 部会報告会資料」p285～p289に、「建築計画概要書のWeb閲覧開始に向けたチェック事項」が掲載されていますのでご参照ください。	特定行政庁	09/02
105	その他	既に別のシステムで構造適判の電子申請受付を開始しているが、当該システムにおいては、提出されたPDFファイルに内包されたOCR（文字データ）が削除されてしまい、PDFファイルから文字データを抜き出すことができない。今回の電子申請受付システムもこれと同様、PDFに内包された文字データは受付時に削除されてしまうのか。	電子申請受付システムでは、提出されたPDFファイルがそのまま保存されます。受付時に内包された文字データが削除されることはありません。	都道府県	09/25
106	その他	独自システムを利用している場合、新システムと連携して使えると考えてよいのか。	連携のためには独自システムの改修が必要です。改修コストを見積もるための情報（インターネット規定）は令和7年2月頃公表します。	特定行政庁	09/24 12/26 訂正
107	その他	「建築計画概要書のWEB閲覧」（令和8年度以降検討）は、「電子申請受付システム」の中で閲覧を可能とするものか。	具体的な仕様は未定です。建築計画概要書のWEB閲覧実施に向けては、建築主情報（個人）や付近見取図・配置図の閲覧是非、大量閲覧請求への対応是非など、システム開発以前に解決すべき課題も多いと認識しております。このため、今回見送った機能の中でもその対応に時間のかかる機能になると思われます。	特定行政庁	09/05
108	その他	申請IDは電子申請受付システムで符番されるのか。その場合、各行政庁で自動符番設定が可能となるか。	電子申請受付システムで自動符番機能を装備しますが、各行政庁での個別設定には対応しない方針です。	特定行政庁	09/05 12/26 訂正
109	その他	建築BIMとの連携は予定しているか。	建築BIMによる建築確認は、電子申請受付システムと連携する方針で同時並行で進められています。具体的な予定は今後の検討を待つ必要があります。	特定行政庁	08/28
110	その他	電子申請受付システムに関するセキュリティ仕様は公開されるか。	お問い合わせに応じて対応します。セキュリティ資料の性質上、開示できないものもあり得ます。なお、セキュリティ仕様は総務省のガイドラインに準拠する方針で進めています。	特定行政庁	09/02
111	その他	令和7年度の搭載を見送った機能について、令和8年度の搭載範囲はいつ頃決まるのか。	令和8年度の搭載機能は、令和7年度に開発します。具体的な内容や優先順位は未定ですが、令和7年夏頃が目処になります。	特定行政庁	09/02

令和6年度 電子申請受付システムに関するご要望

※原文から一部表記を修正した箇所があります

最終更新日 12/26

No.	分類	内容	提出者	提出日
1	動作環境	PDF書込ソフトや液晶ペンタブレットなど、画面審査に必要なツールを使用したことがないため、それらのデモを望む。メーカーの営業でも問題ない。	特定行政庁	08/28 10/04 一部訂正
2	試行	試行利用においても、利用方法の説明会を複数日設定するなど、手厚いサポートを望む。申請先一覧に自身の市を表示させるまでに何をすればよいのか、不安に感じている。	特定行政庁	08/28
3	試行	今回の質疑も踏まえた詳細な導入マニュアルが必要。	消防機関	08/28
4	消防事務	消防機関では、確認申請で建築物の審査が終了するわけではないため、消防設備（自火報、屋内栓）の着工届・設置届を紐付けして一括保管が出来るようにしてほしい。	消防機関	08/28
5	消防事務	防火対象物設置届や使用開始届を申請者が消防機関に提出できるようにしてほしい。	消防機関	09/06
6	交付	「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」等、確認済証交付前に頻繁に交付する法定通知について、電子申請受付システムに実装してほしい。	都道府県	09/02
7	保存	消防機関側で確認申請とは関係のない物件の電子ファイルを保存可能としてほしい。	消防機関	09/06
8	検査申請	同一物件の確認申請と検査申請を別のシステムで管理することは避けたいので、確認申請と検査申請の受付機能は同時に提供開始としてほしい。	指定確認検査機関	08/28
9	システム連携	確認申請の際に入力された代理者及び設計者のデータを建築士データベースと突合し、資格要件を満たさない場合は受付できない旨の通知を自動返信してほしい。	特定行政庁	09/05
10	契約	利用料は、小規模機関が利用しやすくなるよう、交付件数応分とされたい。	指定確認検査機関	08/28